別紙

リスク分担表

大項目	中項目	具体的内容	県	事業者	備考
契約全般	賃料等	賃料		○	納入期限まで支払わない場合は、事業者が延滞金を別途負担。 本契約が解除された場合は、未経過期間にかかる分は県が負担(返還)。
		賃料改定（増減額）		○	時価に比して不相当となったとき、その他正当な理由がある場合、県は改定を請求。
		水道光熱費		○	
		警備料等その他施設管理経費		○	
	契約手続き	契約の費用		○	
	契約違反	無断での使用目的の変更、物件等の増改築による現状の変更		○	県が事業者に違約金を請求（違反時賃貸借物件の時価の3割に相当する金額）。
		無断での転貸、権利の譲渡		○	県が事業者に違約金を請求（違反時賃貸借物件の時価の3割に相当する金額）。
	契約の解除・終了	事業者側の契約違反等による解除された場合の賃貸借料		○	事業者は、県に求償できない。
		賃貸借期間満了時又は契約の解除時、返還に際しての経費等		○	
物件	物理的瑕疵（貸付開始時）	契約不適合（隠れた瑕疵、数量不足等）		○	契約締結後に事業者が発見しても、県に対し目的物の補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完、既往の賃貸借料の減額及び損害賠償等の請求をすることはできない。
	維持管理	貸付期間中の物件の維持管理、小破修繕（通常の使用に伴うもの）		○	善良な管理者としての注意をもって維持保全。
		50万円を超える修繕	△	△	事前に県に報告（案件によって個別に判断する）。
		貸付期間中の物件の経年劣化等による大規模修繕	○		事業者による実施を妨げない。実施する場合は、事前に県に対して金額、内容等を報告。 また、県が実施する場合、予算措置等の状況によって時間を要する場合あり。
	滅失・毀損	事業者の責めに帰すべき事由による物件の滅失・毀損		○	事業者は、県に、損害に相当する金額を損害賠償として負担。
		不可抗力（天災等）による物件の滅失・毀損	○		事業者は、県に、当該部分につき、賃貸借料の減額を請求できる。
	原状回復	原状回復		○	県が現状に回復することが適当でないと認めた時は、この限りではない。
事業遂行	周辺環境	近隣住民等からの苦情・紛争（騒音、振動等）		○	現地対応。県へ報告。
		第三者損害		○	
	費用負担	有益費等		○	
	事業中断	不可抗力（天災等）による事業への影響		○	

○：主負担（リスクが顕在化した場合に負担を行う）　　　△：案件によって個別に判断

※　本表に記載のない事項及び不明な事項は、契約者で協議し、決定する。